

一般社団法人日本外科学会会員懲戒規則（定款施行細則第9号）

第1章 総則

（本規則の目的）

第1条 この規則は、この法人（以下、本会と略記）が、本会の定款（以下、定款と略記）第9条に基づき、本会員（以下、会員と略記）に対し除名又は懲戒を行う場合において、除名又は懲戒に関する手続きが公正・迅速に処理されるために必要な事項を定め、本会の秩序を維持するとともに、本会の信用及び名誉を保持することを目的とする。

（本規則の濫用の禁止）

第2条 本規則は、学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。また、真にやむを得ない場合にのみ適用することとし、本規則を濫用してはならない。

第2章 除名又は懲戒

（除名又は懲戒）

第3条 本会理事長（以下、理事長と略記）は、会員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、除名又は懲戒することができる。

- 1) 日本国の法律又は本会定款、若しくは規則等に違反したとき。
- 2) 本会の名誉又は信用を傷つけ、若しくは目的に反し、その他会員としての品位を損なう行為があったとき。

（除名又は懲戒の効果）

第4条 除名又は懲戒の効果は以下の通りとする。

- 1) 除名 除名処分を受けた会員は、その処分を受けた時から会員の身分を喪失する。
- 2) 学会活動停止 学会活動停止処分を受けた会員は、会員としての身分を保有するが、その処分を受けた時から処分期間が満了するまで、本会が主催あるいは共催する学術集会に対する演題の応募及び学会誌における論文の投稿及び専門医の認定及び認定登録医の登録並びに指導医の選定のための申請ができず、この期間に行った診療経験及び業績について修練の実績として認められることができない。ただし、学術集会や教育集会等への参加は学会活動停止中といえどもこれを制限されない。学会活動停止の期間は、3年を超えない範囲内において、これを定める。

- 3) 嚴重注意 嚴重注意処分を受けた会員は、事後の学会活動において、注意の内容を十分に留意して活動するものとする。

（除名又は懲戒権者）

第5条 除名又は懲戒は、調査委員会の答申に基づき、本会理事会（以下、理事会と略記）においてこれを審議し、理事会の決議に基づいて、理事長がこれを行う。

- 2) 前項にかかわらず、会員を除名する場合には、理事会の決議に加え、社員総会において総代議員の3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 除名又は懲戒手続

第1節 調査委員会の設置

（設置）

第6条 理事長は、会員につき除名又は懲戒の対象となるおそれがある事案（以下、対象事案と略記）があると認めるときに、理事会に対し調査委員会の設置を請求し、理事会がこれを設置する。

（委員）

第7条 調査委員会の委員は、理事・代議員（理事以外）・会員（理事・代議員以外）各2名以上及び本会外部有識者若干名から構成されるものとし、倫理委員会が委員候補者を理事会に推薦し、理事会がこれを任命する。

- 2) 前項にかかわらず倫理委員会は、外部有識者については委員として推薦しないことができる。
- 3) 次の各号のいずれかに該当する者は、調査委員となることができない。

- 1) 対象会員又はその代理人若しくは参加人になる者
 - 2) 対象会員又は対象事案につき利害関係を有する者
 - 3) その他審査の公正を害するおそれがある者
- （役員）

第8条 調査委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を定める。

- 2) 調査委員会委員長（以下、委員長と略記）は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(招集等)

第9条 調査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、理事長が招集する。

2 調査委員会の議長は、委員長とする。

(調査委員会の通知)

第10条 調査委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その期間の短縮又は書面によらないで行うことができる。

(定数)

第11条 調査委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。

2 調査委員会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

第12条 調査委員会は、開催の都度議事録を作り、委員長及び出席委員2人が署名押印する。

2 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 1) 開催の日時及び場所
- 2) 出席した委員及び立ち会った職員の氏名
- 3) 議事の要領及び結果
- 4) その他委員長が必要と認める事項

3 議事録の閲覧、謄写は認めない。

(審査請求受理の通知)

第13条 調査委員会は、理事長から審査請求があったときは、すみやかに審査の期日を定め、対象会員に対し、書面をもってその旨を通知するとともに、聴聞及び弁明の機会を与えなければならない。

(非公開)

第14条 調査委員会の議事及び審査は、公開しない。ただし、調査委員会の承認を得た者は、審査を傍聴することができる。

第2節 聴聞

(聴聞の開催)

第15条 聴聞は、調査委員会が行い、委員長がこれを主宰する。

(聴聞の通知)

第16条 調査委員会は、聴聞を行うにあたっては、聴

聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 1) 予定される除名又は懲戒の内容
- 2) 除名又は懲戒の原因となる事実
- 3) 聴聞の期日及び場所

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下、証拠書類等と略記）を提出し、又は調査委員会がやむを得ないと判断した場合、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(代理人)

第17条 対象会員は、調査委員会がやむを得ないと判断した場合、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、対象会員のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した対象会員は、書面でその旨を調査委員会に届け出なければならない。

(参加人)

第18条 調査委員会は、必要があると認めるときは、対象会員以外の者であって利害関係を有するものと認められる者に対し、参加人として当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

(聴聞の期日における審理方式)

第19条 聴聞の期日は、委員長がこれを指揮する。

2 委員長は、最初の聴聞の期日の冒頭において、予定される懲戒の内容並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。

3 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに委員長の許可を得て調査委員会委員に対し質問を発することができる。

4 調査委員会委員は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、対象会員若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促すことができる。

5 調査委員会は、対象会員又は参加人の全部又は一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、調査委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第20条 委員長は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 委員長は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(陳述書等の提出)

第21条 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、委員長に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 委員長は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 委員長は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、対象会員及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した対象会員及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

(対象会員・参加人の不出頭の場合における聴聞の終結)

第23条 委員長は、対象会員の全部又は一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部又は一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 委員長は、前項に規定する場合のほか、対象会員の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書等の作成及び理事会への答申)

第24条 委員長は、聴聞の審理の経過を記載した調書

を作成し、当該調書において、除名又は懲戒の原因となる事実に対する対象会員及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 委員長は、聴聞の終結後、すみやかに除名又は懲戒の原因となる事実に対する対象会員等の主張に理由があるかどうかについての調査委員会の意見を記載した報告書を作成し、前項の調書とともに理事会に提出するとともに、調査委員会として除名又は懲戒についての意見を決議し、その結果を理事会に答申しなければならない。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第25条 聴聞調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 1) 聴聞の件名
- 2) 聴聞の期日及び場所
- 3) 聴聞の期日に出頭した対象会員、代理人及び参加人(以下、この項において聴聞関係者と略記)の所属
- 4) 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び当該聴聞関係者のうち対象会員及び代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- 5) 聴聞関係者の陳述(陳述書における意見の陳述を含む。)の要旨
- 6) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- 7) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他委員長が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、委員長がこれに記名しなければならない。

- 1) 相当と考えられる除名又は懲戒
- 2) 除名又は懲戒の原因となる事実に対する対象会員等の主張
- 3) 除名又は懲戒の原因となる事実に対する対象会員等の主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由

第3節 審議

(除名又は懲戒の審議)

第26条 理事長は、理事会が調査委員会より答申を受けたときは、理事会を直ちに招集する。

2 理事会は、対象事案について、調査委員会より提

出された聴聞調書及び報告書に基づき、対象会員に対する除名又は懲戒の要否について審議を行う。

3 理事会は、前項の審議が終了後、直ちに、審議の結果及びその理由を理事長に報告する。

(聴聞の再開)

第27条 理事会は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、調査委員会に対し、調査委員会より提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。

(除名の場合の社員総会の決議及び弁明の機会の付与)

第28条 理事会は、対象会員を除名する旨の決議を行った場合には、次に開催される社員総会において対象会員を除名する旨の議題を上程し、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

2 理事会は、社員総会の開催日までに相当な期間において、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

1) 理事会における審議の結果及びその理由

2) 決議が予定される社員総会の開催期日及び場所

3 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

1) 社員総会で決議する前に弁明の機会が付与されること

(除名又は懲戒の方式)

第29条 理事長は、社員総会において対象会員を除名する旨の決議がなされたとき、又は理事会より対象会員を懲戒する旨の報告を受けたときは、すみやかに除名書又は懲戒書を作成し、その言渡をしなければならない。

2 言渡の期日は、除名又は懲戒を受ける対象会員に対し、直ちに通知する。

(除名書又は懲戒書)

第30条 除名書又は懲戒書には、除名又は懲戒を受ける会員の氏名、住所、除名又は懲戒の主文及び理由を記載し、理事長が署名押印する。

2 除名書又は懲戒書原本は、本会に保存する。

3 除名書又は懲戒書の正本及び謄本は、本会事務局長が作成してこれを認証する。

(言渡)

第31条 除名又は懲戒の言渡は、言渡期日に、理事長が除名又は懲戒を受ける会員に対し、除名書又は懲戒書の除名又は懲戒の主文を朗読し、理由の要旨を告げて行う。

2 前項の言渡は、除名又は懲戒を受ける会員が出頭しなくてもすることができる。

(除名書又は懲戒書正本の送付)

第32条 理事長は、前条の言渡後すみやかに除名又は懲戒を受けた会員に、除名書又は懲戒書正本を送付しなければならない。

2 郵便によって送付するときは、配達証明取扱の書留郵便による。

3 除名書又は懲戒書正本の送付を受ける者の所在が知れないとき、又は受取りを拒絶した等の事由により、除名書又は懲戒書正本の送付をすることができないときは、公示の方法によってこれを行うことができる。

4 公示の方法による除名書又は懲戒書正本の送付は、本会がその除名書又は懲戒書正本を保管し、その送付を受けるべき者に交付する旨を本会事務所に掲示してこれを行う。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して7日を経過した時に、除名書又は懲戒書正本の送付があったものとみなす。(効力の発生)

第33条 除名又は懲戒は、言渡により効力を生ずる。ただし、除名又は懲戒を受ける会員が言渡期日に出頭しない場合は、除名書又は懲戒書の正本が除名又は懲戒を受ける会員に到達(公示の方法による場合を含む。)した時に効力を生ずる。

(除名又は懲戒をしない場合の措置)

第34条 理事長は、理事会より、対象会員を除名又は懲戒しない旨の決議の報告を受けたときは、書面をもってその旨を対象会員に配達証明取扱の書留郵便により通知しなければならない。

2 前項の通知を受ける者の所在が知れないとき、又は受取りを拒絶した等の事由により、前項の通知ができないときは、第32条第3項及び第4項の規定を準用する。

(不服申立ての制限)

第35条 理事長が、この規則の規定に従い行った除名又は懲戒について、対象会員は不服申立てをすることができない。

(調査委員会の解散)

第36条 調査委員会が理事会に答申を行い、理事長が除名又は懲戒を行いその効力を生じたとき、若しくは除名又は懲戒しない旨を対象会員に通知したときに解散し、委員の任期も終了するものとする。

第4章 規則の変更及び廃止

(変更)

第37条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

(廃止)

第38条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、令和6年4月17日から変更する。